

小作争議調査表

No. 24

(日報番第千四一第)

(昭和八年六月分)

場 所	京都府 柗田村 大字 下橋地		
	地主 福井 仁大 郎	地 主 有吉 隆松	
地 主 關 係 團 体	小作人		
原 因	小作人口頭承取、七年一度早出當りの減収と理由に小作料五匁二斗と増徴し、増徴を以て地主は再三清木し、小作人が長年泊平出来たり、爾五月十日土地返還の要を求め、小作人口頭承取の地を裁断し、小作料を申請す。		
要 求 事 項	六月一日 柗田村役場と於て、極有利事、山屋小作料委員を会し、調停委員、今割増の請求下げ条件を解決す。		
結 果	二十作人の解決せし、十作料五匁二斗の由三匁に本月(五月)中に納入し、残三匁二年に一年賦納入の事。二田地は、手通し小作せしむ。三、小作人、増徴、小作料の減収を要せし、七月十日、地主、地主に通知し、増見を以て、地主に地主の地主とす。七月十日、地主とす。七月十日、地主とす。		
發 生 日	昭和八年五月一日	終 了 日	昭和八年六月一日
關 係 地 種 類 面 積	三畝二畝		
關 係 團 体	日農地示、聯合會、柗田村、下橋地、支部。		

法人調議會福岡出張所

備
考

要請清木と爲すこと、假令規定は小作人に對し、傍觀なりし之が、削除此年度を項の要と爲すに於て付地を倒し、不履行の場合には罰則を設け、小作料を登記せずか、若しは五年間小作料全免の規定と設けらるべしと主張し解決す。
 五月十九日方二回調停委員会開催せし、小作人は前記の規定は傍觀行りとし、撤廃を主張したるも調停委員の努力に依り下記条件に解決す。

一、聯合小作人口頭承取の地を裁断し、小作料を以て地主に返還すること。
 無條件として土地を返還すること。